

◆ 側方衝突監視警報装置導入助成（一部追加）

左折時、歩行者や自転車の巻き込み事故防止に有効な側方衝突監視警報装置導入助成を行います。
つきましては三重県トラック協会を通じて助成申請の受付けを致します。

側方衝突監視警報装置とは…レーダーやカメラで左側方の歩行者や自転車、バイクなどを検知することで、左折時に衝突する恐れがある場合に、音やランプによる警報でドライバーに知らせる装置です。

【助成対象】三重県内営業所に配置の車両総重量7.5t以上の事業用トラックに取付け、R6.4.1～R7.3.31の間に支払い等が完了しているもの。
但しトラクタ・トレーラーに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5t以上のもの。

【申請期間】 R6.6.3 ～ R7.3.31（予算枠に達した場合、受付を終了します）

指定型式有り 後付け装置のみを対象とし新車への標準装備の装置は対象外です。

全ト協指定型式と三ト協指定型式※の2種類となりました。R7.1.15改定

※側方衝突警報装置協定規則第151号に準拠した機器、又は国交省等助成対象機器

【助成金額】

{(装置単価)－(国＋その他の補助金)} × 1/2 (消費税抜き・小数点以下切捨て)

【申請書類】 導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
- ④下記のいずれかのもの
 - 一括購入⇒ 領収書(写)又は振込通知書(写)
 - 割賦購入⇒ 領収書(写)又は割賦販売契約書(写)
 - リース ⇒ リース契約書(写)
- ⑤車検証（写）トラクタ・トレーラーに装着した場合はトラクタの車検証

【上限】

1台につき10万円
但し、1社につき20台まで

【導入事例】 いずれも型式一覧内の機器であること

側方衝突監視警報装置
＋
バックカメラ又はサイドカメラ式



①側方衝突監視警報装置導入助成
②安全装置(バックカメラ)導入助成
それぞれで申請可能です。

側方衝突監視警報装置
付きバックカメラ又はサイド
カメラ式



側方衝突監視警報装置導入助成で申請(上限20台)
但し、21台以上導入する場合は
バックカメラ導入助成で申請可能です。

(別 紙)

側方衝突監視警報装置導入内訳書

【会社名】

【メーカー名】

【装置型式】

番号	車両番号	装着場所	後付け装着年月日	装置+取付費用 【税抜き】	他機関からの助成金 【該当する場合のみ記入】	助成金額 【千円未満切捨て】
1		左	年 月 日	円	円	円
2		左	年 月 日	円	円	円
3		左	年 月 日	円	円	円
4		左	年 月 日	円	円	円
5		左	年 月 日	円	円	円
6		左	年 月 日	円	円	円
7		左	年 月 日	円	円	円
8		左	年 月 日	円	円	円
9		左	年 月 日	円	円	円
10		左	年 月 日	円	円	円
合計金額						円

※11台以上導入する場合は本紙をコピーして記入してください。

【注意事項】

- 三重県内の営業所に配置された事業用貨物自動車への取付であること
- 請求書等で上記内容が確認できること
- 他機関の助成制度を利用された事業者は必ず助成金額を記入すること

(例) 交通共済・国交省の助成金など

{ (装置単価) - (国+他の助成金) } × 1/2 = 三協の助成金(千円未満切捨て)

1台につき上限10万円 但し、車両総重量7.5t以上の事業用トラック左側方へ取り付けられたもの(後付け装置)

上記の車両に間違いなく装着したことを証明いたします。

年 月 日

装着事業者記入欄

取付事業者名	
担当者名	
連絡先	

(別紙)

側方衝突監視警報装置導入内訳書

【会社名】

【メーカー名】

【装置型式】

番号	車両番号	装着場所	後付け装着年月日	装置+取付費用 【税抜き】	他機関からの助成金 【該当する場合のみ記入】	助成金額 【千円未満切捨て】
1	三重〇〇〇あ〇〇〇〇	左	●●年●月●日	400,000 円	0 円	100,000 円
2		左	年 月 日	円	円	円
3		左	年 月 日	円	円	円
4		左	年 月 日	円	円	円
5		左	年 月 日	円	円	円
6		左	年 月 日	円	円	円
7		左	年 月 日	円	円	円
8		左	年 月 日	円	円	円
9		左	年 月 日	円	円	円
10		左	年 月 日	円	円	円
合計金額						100,000 円

※11台以上導入する場合は本紙をコピーして記入してください。

【注意事項】

- 三重県内の営業所に配置された事業用貨物自動車への取付であること
- 請求書等で上記内容が確認できること
- 他機関の助成制度を利用された事業者は必ず助成金額を記入すること


(例) 交通共済・国交省の助成金など

{ (装置単価) - (国+他の助成金) } × 1/2 = 三ト協の助成金(千円未満切捨て)

1台につき上限10万円 但し、車両総重量7.5t以上の事業用トラック左側方へ取り付けられたもの(後付け装置)

上記の車両に間違いなく装着したことを証明いたします。

年 月 日

装着事業者記入欄		必ず押印すること(コピー不可)
取付事業者名	(株)〇〇〇〇 (ディーラー等)	
担当者名	〇〇 〇〇	
連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	